

# この作業場は石綿等を取り扱う作業場です

石綿障害予防規則 第34条

## 石綿取扱作業の注意事項

応急措置	保護具	取り扱いの上の注意事項	人体に及ぼす作用
<p>◎眼に入った場合流水で十五分間以上洗い、医師の処置を受ける。</p> <p>◎皮膚についた場合触れた部分を速やかに洗浄する。 炎症、痛み、かゆみが残れば医師の処置を受ける。</p>	<p>◎石綿障害予防規則による、取り扱う建材と除去方法に応じた保護衣、防じんマスク、保護めがね、シューズカバー、手袋、その他必要な安全具の着用を行う。</p>	<p>◎作業により生じた石綿含有廃棄物等は、建材種類に応じ廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適切な処理を行う。</p> <p>◎大気汚染防止法、石綿障害予防規則に則り、作業方法に応じた適切な養生を行う。</p> <p>◎吹き付け石綿の除去等を行う場所には、ろ過集じん・排気装置を設置する。 石綿粉じんが発散する屋内作業場には局所排気装置またはプッシュプル型換気装置、除じん装置を設置する。</p>	<p>◎厚生労働省・管理濃度 0.15本/cm<sup>3</sup> (150本/L)</p> <p>◎石綿粉じんは長さ5マイクロメートル以上の針状繊維として肺の奥深くまで到達し、体内に滞留することで炎症などの反応を起こす。</p> <p>◎これに伴って気管支や肺胞の壁が増殖し、肺の下部に閉塞性細気管支炎が起こり、無気肺、気管支拡張、肺気腫などに進行する。 石綿粉じんは肺内でたん白物質と結びついて黄褐色の連珠状の石綿小体を作る。 これがたんの中に見つかれば、石綿粉じんを吸入した証拠になる。 息切れ、せき、たん、呼吸困難、食欲不振などが起きる。</p> <p>◎石綿肺、中皮種(がんの一種)が多発する危険性が高い。 胸膜の肥厚した所に中皮種が多発することが確認されている。 石綿関連疾病Ⅱ中皮腫(がんの一種)、石綿肺、良性石綿胸水 気管支又は肺の悪性新生物(肺がん) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚</p>